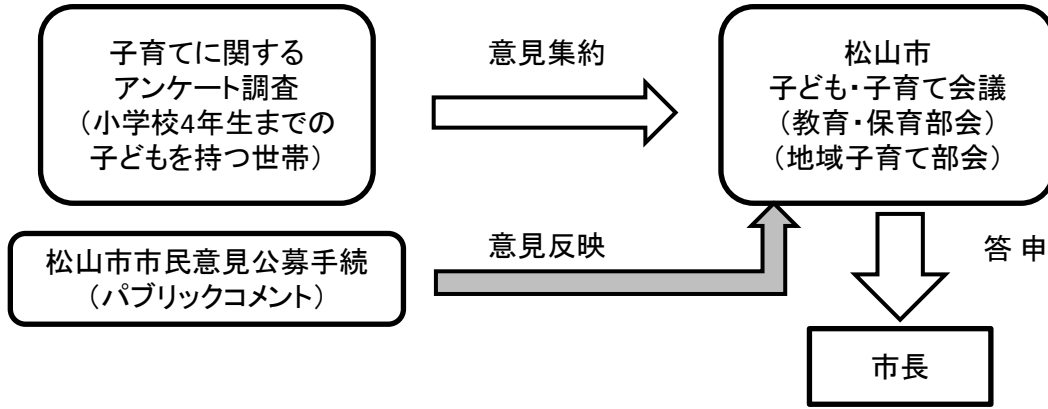


松山市子ども・子育て支援事業計画(案) 概要版

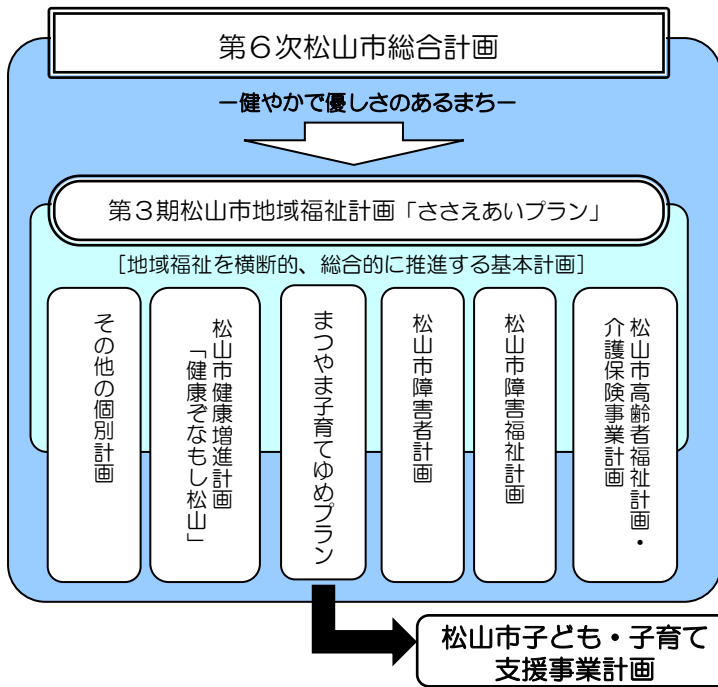
①計画の策定

子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法第61条に基づく行政計画
計画期間…平成27年度～平成31年度までの5か年

②計画の策定体制



③計画の位置づけ



後期まつやま子育てゆめプランの後継計画に位置づけ、すべての子どもたちと子育て家庭を対象とし、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業(*)などについて、行政のみならず、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含め社会全体が連携し、平成27年4月から本格実施される予定の子ども・子育て支援新制度に向けて、総合的に推進します。

※以下の法定13事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦一般健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

④計画の構成

「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざす姿とし、後期まつやま子育てゆめプランで目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の基本理念である方向性を継承して各施策を展開。

さらに、市内を9つの提供区域に分けて、提供区域ごとに幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容を設定して、提供体制の確保と業務の円滑な実施を行います。

※子ども・子育て支援事業計画の体系(案)等については、次ページ参照

<松山市子ども・子育て支援事業計画の体系(案)>

【めざす姿】

すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち

【基本理念】

1. 子どもの視点を尊重します
2. すべての子どもと子育て家庭を支援します
3. 社会全体で子育てを支援します

【基本方針】

- (1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、質を確保した上で、教育・保育環境の整備を図ります。
- (2) 地域での子育て支援の充実
すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域の様々な子育て支援の充実を図ります。
- (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備
子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供にも努めます。
- (5) 子育てを支援する生活環境の整備
すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。
- (6) 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進
男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図り、加えて企業に対して、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるよう制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。
- (7) 子どもの安全の確保
子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、交通事故や犯罪等の防止、加えて災害発生時などの緊急時にも対応できる取り組みを推進します。
- (8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進
児童虐待やひとり親家庭、障がいのある子どもなど、特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。
- (9) 経済的な支援の推進
子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

<幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域>

【提供区域】

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| ①中心部:番町、八坂、東雲、素鷲、雄郡、新玉、味酒、清水 | ⑥北西部:宮前、三津浜、高浜、由良、泊 |
| ②北東部:湯山、日浦、五明、伊台、道後 | ⑦北部:和気、潮見、堀江、久枝 |
| ③東部:久米、小野、桑原 | ⑧北条:浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井 |
| ④南部:石井、浮穴、荏原、坂本 | ⑨中島:睦野、東中島、西中島、神和 |
| ⑤西部:余土、垣生、生石、味生 | |

【区域設定】

幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育については、上記9つの提供区域ごとに量の見込みと確保内容を設定。地域子ども・子育て支援事業については、一部(※)を除き、市内全域を1つの提供区域に設定。

※延長保育事業、一時預かり事業については、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育と同様に9つの提供区域に設定。